

伊奈町スポーツ推進委員派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊奈町スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年教委規則第15号）第9条の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という）と町民とが連携してスポーツ・レクリエーション活動を発展させ、もって地域の活性化を図るため、委員の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 実施する対象は、次のとおりとする。

(1) 伊奈町民でおおむね5人以上の者で構成された団体・グループ等で、友人等との活動、スポーツ協会、スポーツ少年団、各地区団体及び企業等への派遣。

(2) 委員を派遣する場所は、以下のとおりとする。

ア 町内公共施設

イ 町内地域の会館や広場

ウ その他教育長が認める施設等

(派遣内容)

第3条 委員を派遣する内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 伊奈町スポーツ推進委員連絡協議会会長（以下「会長」という。）と調整のうえ、説明・助言できると判断した各種のスポーツ種目

(2) スポーツ・レクリエーションに関する研修事業への参加

(派遣の申請)

第4条 委員の派遣を希望するときは、派遣日の1月前までに、教育長に伊奈町スポーツ推進委員派遣申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(派遣の決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、委員と調整のうえ、派遣の可否を決定し、伊奈町スポーツ推進委員派遣（承認・不承認）通知書（第2号様式）により、当該派遣申請者（以下「申請者」という。）へ通知するものとする。

(派遣の実施)

第6条 派遣の実施については、次のとおりとする。

- (1) 教育長は、町民から委員の派遣申請があったときは、その内容を確認し、会長と調整のうえ、妥当と判断した場合、会長へ委員の派遣を要請する。
 - (2) 会長は、派遣する委員を決定し教育長と当該委員へ通知する。派遣の決定を受けた委員は、事前に申請者と派遣の内容等について確認する。
 - (3) 申請者は、実施した内容を伊奈町スポーツ推進委員派遣報告書（第3号様式）により、教育長と会長に報告するものとする。
- (その他)

第7条 派遣の実施にあたっては、次により行うものとする。

- (1) 委員の派遣料は無料とするが、入場料等の実費相当分は、申請者の負担とする。
 - (2) 必要な会場や用具等は、申請者が準備するものとする。
 - (3) 政治・宗教・営利を目的とする活動と判断したときは、委員を派遣しない。
 - (4) この要綱の目的に反する恐れがあるときや、委員の都合により派遣しない場合がある。また、予算の範囲内とする。
- (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。